

## 私的録音録画補償金の額の認可に関する基準等

### (審査基準)

1 著作権法（昭和45年法律第48号）第104条の6第1項の規定に基づく私的録音録画補償金の額の認可又は額の変更の認可を求める申請は、次の基準により審査するものとする。

- ① デジタル方式による私的録音録画に伴い権利者が被る不利益を補償するものとして相当な額であると認められること。
- ② 権利者の許諾を得ることなく自由に行うことができる私的録音録画行為が広く国民の間に普及していることに鑑み、補償金の負担者である利用者等の理解を得られるような適正な額であると認められること。
- ③ 第104条の4第1項の規定による支払の特例に係る私的録音録画補償金の額の認可を求める申請については、同項の趣旨に鑑み、権利者及び購入者の双方にとって妥当な額であると認められること。
- ④ 録音又は録画に係る通常の使用料の額、デジタル方式による録音・録画機器の普及状況及び販売価格、諸外国における同様の制度の状況、製造業者等の団体の意見その他の事情を総合的に勘案して、適正な額であると認められること。

### (標準処理期間)

2 前項の申請に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間は、3か月とする。ただし、この期間内に処理できない特段の事情がある場合は、この限りでない。

### 附 則

この規定は、行政手続法の施行の日（平成6年10月1日）から施行する。